⑺　原産国名 ⑻　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 ⑼　製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 ⑽　栄養成分の量及び熱量 ⑾　（略） 2　食品表示法（平成25年法律第70号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を原材料に使用している場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合にあっては、食品表示基準第３条第２項の定めるところにより表示しなければならない。 3　アスパルテームを含む食品にあっては、食品表示基準第３条第２項に定めるところにより、Ｌ－フェニルアラニン化合物を含む旨を表示しなければならない。 4　紙製及びプラスチック製の容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）の規定に基づき表示しなければならない。 （特定事項の表示基準） **第４条**　チューインガムに、果物、木の実等の名称又は絵若しくは写真を表示する場合には、各号に定めるところによらなければならない。 ⑴　その果物等の表示がそのチューインガムの風味の特徴を示すものであること。 ⑵　果物等の使用量が施行規則で定める量未満であり、かつ、香料を使用しているときは、当該果物の香料を使用した旨、「○○香料使用」（○○は果物の名称）と商品名と同一視野に入るところに明示すること。ただし、果物の名称が長く表示が困難な場合、あるいは、２種類以上の果物の香料を使用した場合にあっては、「果物香料使用」又は「フルーツ香料使用」と表示することができる。	⑷　原産国名（輸入品に限る。） ⑸　事業者の氏名又は名称及び住所 ⑹　（略） （特定事項の表示基準） **第４条**　チユーインガムに、果物、木の実等の名称を用いた商品名又は果物、木の実等の絵若しくは写真を表示する場合は、次の条件に合致していなければならない。 ⑴　その果物等の表示がそのチユーインガムの風味の特徴を示すものであること。 ⑵　果物等の使用量が施行規則で定める量以下であり、かつ、香料を使用しているときは、当該果物の香料を使用した旨、すなわち「○○香料使用」（○○は果物の名称）と商品名と同一視野に入るところに明示すること。ただし、果物の名称が長く表示が困難な場合、あるいは、二種類以上の果物の香料を使用したものについては、「果物香料使用」又は「フルーツ香料使用」と表示することができる。	2　チューインガムに「果汁入り」、「コーヒー使用」など特に表示する場合は、果汁等の使用量が施行規則で定める基準を満たし、かつ、その使用量を併せて明示すること。 3　特定の原産地のもの、有機農産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示すること。ただし、その割合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 ⑴　特色のある原材料が製品の原材料及び添加物に占める重量の割合 ⑵　特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示すること。） 4　特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示すること。 5　原産国について誤認されるおそれがある国産品にあっては、次の基準により表示すること。 ⑴　国産品であって次に掲げる表示がされているものにあっては、事業者は「国産」等と国産品である旨を容器包装に表示すること。 ア～ウ　（略）	2　チユーインガムに「果汁入り」、「コーヒー使用」など特に表示する場合は、果汁等の使用量が施行規則で定める基準以上でなければならず、かつ、その使用量を併せて明示しなければならない。 3　特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した個所又は原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 ⑴　特色のある原材料が製品の原材料に占める重量の割合 ⑵　特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。） 4　特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して記載すること。 5　国産品で原産国について誤認するおそれがあるものについては、次の基準により表示しなければならない。 ⑴　国産品で原産国について誤認するおそれがある表示とは、次に掲げるものをいう。 ア～ウ　（略）